

7. 用語解説

【あ行】

ISO14001 P25

国際標準化機構（ISO）が規定した環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するためのしくみ。これに沿って環境管理システムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

亜硝酸性窒素 P59

地下水汚染の原因物質のひとつ。過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理、生活排水の地下浸透などにより、全国的に地下水中の濃度が高くなっている。

暗渠 P35

地中に埋設された河川や水路のこと。

E-KIZUNA Project P47, 55

持続可能な低炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政等の連携により、①充電セーフティネットの構築（安心感）、②需要創出とインセンティブの付与（満足感）、③地域密着型の啓発活動（親近感）を基本方針に、電気自動車普及拡大の課題解決に取り組むプロジェクト。

硫黄酸化物（SOx） P49, 50

二酸化硫黄、三酸化硫黄等の総称。大気汚染防止法ではばい煙の種類として規定し、総量規制の対象物質としている。化石燃料の燃焼などを発生源とし、呼吸器疾患を引き起こすほか、酸性雨の原因物質となる。

石綿 P52, 53, 54

アスベストとも呼ばれる。自然から産出される繊維状の鉱石で、耐熱性があることから建材、床タイル、自動車のクラッチ板などに使用されてきた。その繊維は極めて細いため飛散しやすく、吸入すると中皮腫、肺がん等の健康被害を引き起こす。平成18年2月、被害者の救済を目的に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定された。この制定に伴い、アスベストを使用している工作物の解体などの作業時における飛散防止対策を義務付ける大気汚染防止法の一部改正など、関係する法令が改正された。

一酸化炭素 P52, 54

化石燃料など炭素を含むものが不完全燃焼を起こすと発生する大気汚染物質で、血液中のヘモグ

ロビンと結合し中毒を引き起こす。

一酸化二窒素（N₂O） P45, 47

二酸化炭素の310倍の温室効果を示す温室効果ガスで、海洋や土壌から、あるいは窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出される。

一般環境測定局 P52

一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気状況を把握している。

一般廃棄物 P15, 66, 67, 68

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、オフィス、商店、レストラン等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理することになっている。

ウォームビズ P22, 23

地球温暖化対策の一環として、冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する冬のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

雨水浸透マス P58

雨水を地中に浸透させる構造の設備で、水害の軽減や地下水量の増加に効果がある。

雨水貯留システム P48

屋根に降った雨水をろ過した後にタンクや建物基礎を利用した水槽に貯め、庭の散水・洗車用水・トイレの洗浄水・非常時の生活用水・消火用水などに利用するシステム。

打ち水 P35, 37, 76

暑い日に水をまき、涼しげな雰囲気味わうと同時に、道路にまいた水の気化熱で気温を下げる。近年、自治体やNPO等が打ち水キャンペーンを行い、真夏に涼を提供し、ヒートアイランド対策、省エネルギーの促進などを啓発している。環境に配慮し、風呂の残り水や雨水の利用を呼びかけている。

HFC P50

ハイドロフルオロカーボン（HFC）を参照。

エコ通勤 P23, 48, 55, 76

自動車通勤の代わりに、自転車、徒歩、公

公共交通機関の利用など環境負荷の低減を考慮した方法で通勤すること。地球温暖化問題や交通渋滞の解消という観点から事業者単位でエコ通勤に取り組むことが提唱されるようになった。

エコドライブ P12, 22, 23, 48, 55, 76

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。

エコファーマー P41, 43

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者の愛称。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式を導入する計画を立てた農業者を、知事がエコファーマーとして認定する。

エコライフDAY P22, 23

環境に配慮した行動とその二酸化炭素削減量が記載されたチェックシートを使い、任意の1日に環境配慮行動を実践する取組。チェックシートにはエコライフ項目が掲載され、年代別に実践しやすいようになっている。

NGO P28

Non-Governmental Organizationの略で、国際協力を携わる「非政府組織」等と訳されている。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる非政府・非営利の組織を指す。

NPO P28

Non-Profit Organizationの略で「民間非営利組織」等と訳されている。継続的、自主的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

LED照明 P47

LED（発光ダイオード）を使った照明のこと。主に装飾的な照明に使われることが多かったが、最近では消費電力の少なさに着目され、室内照明にも使用され始めている。

塩化水素（HCl） P49

酸性雨の原因物質である気体で、水溶液（塩酸）は強酸性を示す。塩化ビニール樹脂の燃焼の際に多量に発生するため、問題となっている。

オープン・イノベーション P25

新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組み

を越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。

オープン型緑地 P42

市内の身近な樹林地のうち、市民の利用が可能な緑地として指定した市民緑地や自然緑地などのこと。

屋上緑化 P11, 12, 34, 35, 36, 37

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、多様な生物空間の確保などの効果がある。

オゾン層 P12, 15, 49, 50

地上から10km～50kmの上空（成層圏）にあるオゾン濃度が高い部分のこと。太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地上の生物を守っている。

汚濁負荷量 P57

汚水中に含まれる汚濁物質の総量で、水中の物質の濃度に排出量（流量）を掛けた数値。

温室効果ガス P1, 15, 24, 45, 46, 47

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のことで、略称はGHG（Greenhouse Gas）。「地球温暖化対策推進法」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、代替フロン等3ガス〔ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）〕の6つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

【か行】

化学物質 P13, 15, 32, 51, 64, 65, 76

人工的に合成した物質。現在、化学物質は何十万種もあり、市場で広く出回っているものだけでも数万種の物質がある。

化石燃料 P12, 44, 49

石炭、石油、天然ガス等、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱等により変成されてできた有機物の化石で、燃料として用いられるもののこと。

合併処理浄化槽 P56, 58

し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、河川の水質へ与える影響（汚濁

負荷量)を9分の1に削減できる。

カドミウム P56, 59

イタイイタイ病の原因となった有害な重金属。精錬所、メッキ工場、電気機器工場等で使用される。

カリキュラム P6

目的や発達の段階に応じて教育内容を編成する計画のこと。

環境影響評価 P33

環境アセスメントともいう。環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査、予測、評価し、住民その他利害関係者から環境保全上の意見などを聴取し、事業計画に反映させることで、公害防止や環境の保全を図ること。

環境基準 P1, 52, 53, 54, 56, 57, 59, 61, 62, 64, 65

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境教育 P1, 2, 6, 10, 15, 16, 17, 18, 20, 31, 76

持続可能な社会の実現を目的として行われる環境の保全と創造に関する教育のこと。さいたま市環境教育基本方針に基づき、学校等における幼児・児童・生徒を対象とした教育や、市民が自主的に学ぶ行動など、環境の保全と創造に関するすべての教育と学習を指して環境教育と表現している。

環境教育研究校 P18

学校における環境教育を推進するための研究を委嘱した学校のこと。さいたま市教育委員会では、市立学校等に対し、本市の課題(特定課題)に関する研究を委嘱している。委嘱期間は原則2年間。

環境共生型建築物 P37, 48

地球環境を保全する観点から、エネルギー、資源・廃棄物等の面で十分な配慮がなされ、周辺の環境と調和し、健康で快適に生活できるように工夫された建築物。高断熱化、自然エネルギーの利用などを採用した建築物が例として挙げられる。

環境経営 P15, 24, 25

環境リスクを把握し低減に努めつつ、環境問題を新たな企業の競争条件として認識した経営を行

うこと。環境への取組を、企業競争力、ビジネス開拓の重要な要素と捉え、企業経営上不可欠である収益性も加味した「持続可能な経営」「環境と両立した経営」をめざす。

環境コミュニケーション P15, 65

環境問題に係る多様な利害関係者間での情報共有や対話を図ることで、問題の未然防止や解決などに結びつけようとする事。

環境省は「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと」と定義している。

環境対応型企業経営 P23, 25

企業が社会の中で持続可能な発展をしていくために、地球環境と調和した企業経営を行うという考え方。環境関連規制の対応だけでなく、幅広い環境活動が求められている。

環境の保全と創造 P1, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 15, 16, 21, 27, 72, 76

環境の保全とは、公害の防止など環境へのマイナスを防ぐことで、創造とは、環境の質を高めるなどプラスの作用を行うこと。都市化の著しい地域において良好な環境を確保していくためには、環境の保全とともに、緑の創出や野生動物の生息空間の創造など能動的に環境の形成を図っていくことが必要である。

環境配慮型施設 P20

太陽光発電、屋上緑化、雨水利用等、環境に配慮した設備を持つ施設のこと。

環境美化指導員 P40

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例(平成19年施行)」に基づき、指定された環境美化重点区域、及び路上喫煙禁止区域(大宮、浦和、南浦和各駅)での啓発、巡回、指導に従事する者。

環境美化重点区域 P40

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例(平成19年施行)」に基づき、「環境美化の促進を図るため、特に必要があると認められる区域」として指定した区域のこと。平成22年12月現在、大宮駅周辺、浦和駅周辺、南

浦和駅周辺の各区域が指定されている。

環境負荷 P9, 12, 13, 14, 15, 16, 23, 25, 26, 44, 46, 48, 51, 55, 69, 76

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障となるおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境マネジメントシステム P25, 76

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのこと。ISO14001は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつ。

観測井戸 P60

地層の収縮量及び帯水層の地下水位を観測するために設けられた井戸のこと。観測井（かんそくせい）ともいわれる。

かん養機能 P58

森林の土壌は、スポンジのような性質をもち、貯水、治水などダムのような働きがあることから、森林は「緑のダム」とも呼ばれている。また、天然のろ過機能の働きにより、水をきれいに浄化する。このような森林の働きを「(水源) かん養機能」という。

技術ロードマップ P47

研究開発活動を効率的に行うために、技術開発の目的や手順、スケジュールなどを示したもの。

揮発性有機化合物 (VOC) P52, 53, 54, 59

Volatile Organic Compounds。トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称で、太陽光線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。塗料、インキ、溶剤（シンナー等）等に含まれるほか、ガソリン等の成分になっているものもある。

九都県市 P53, 55, 72

首都圏の1都3県と5政令指定都市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で構成され、大気汚染対策等、広域的な課題について協調した取組が行われている。

京都議定書 P24, 45, 46

平成9年（1997年）12月に京都で開催された

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書。大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるために、主な先進国の温室効果ガス排出量を2008～2012年までに1990年の水準より少なくとも5%削減することが決定している。日本は6%削減することを約束している。日本は平成14年（2002年）6月4日閣議で京都議定書を受諾し、平成17（2005年）年2月16日、ロシアの批准を経て正式に議定書が発効した。しかし、アメリカ、オーストラリア、中国等は参加していない。

拠点地区 P48

「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画（さいたまSMARTプラン）」で、都心地区（大宮駅及びさいたま新都心駅周辺、浦和駅周辺）以外の駅周辺地域を拠点地区と定義している。

クールビズ P22, 23

地球温暖化対策の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化をする夏のビジネススタイルのこと。涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着などを奨励している。

グリーン・イノベーション P24

環境・資源・エネルギーに関する科学的発見や技術的発明に基づいて、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築するためのもの。新たな社会的価値や経済的価値を生み出し、気候変動問題の解決と社会経済の持続的な発展を両立させ、世界の持続的成長の原動力となる。

グリーン購入 P23, 69, 76

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーン・ニューディール政策 P24

太陽光・風力等の再生可能エネルギーや環境対策に積極的な投資を行い、景気浮揚と雇用創出を図る政策。米国のオバマ大統領が環境政策の柱として位置づけて注目され、こうした考え方は国際的な潮流となりつつあり、日本や韓国などアジア各国も積極的に取り組んでいる。

グローバル・コモンズ P27

国際公共財と訳される。公共財とは人の生産や生活に必要な財やサービスのうち、料金を払わな

くても利用できるようなもので、かつ、一人が使ったからといって他の人が使えなくなるようなことのないものをいう。地球大気等の地球環境が国際公共財とされる。

景観形成特定地区 P38

地区の景観特性を生かす、又は新たに魅力ある都市景観の形成を図る地区であって、重点的かつ積極的に都市景観の形成を図る区域。

景観保全区域 P38

「さいたま市都市景観形成基本計画」において、主に武蔵野景観ゾーン、田園景観ゾーン（市街化調整区域）に位置づけられ、優れた都市景観の保全を図る区域。ただし、景観形成特定地区を除く。

景観誘導区域 P38

「さいたま市都市景観形成基本計画」において、主に市街地景観ゾーン、住宅地景観ゾーン（市街化区域）に位置づけられ、優れた都市景観形成の誘導を図る区域。ただし、景観形成特定地区を除く。

系統電力 P47

電力会社が供給する電力。

減農薬・減化学肥料栽培 P11

生産過程等における農薬の使用回数を、地域の慣行的に行われている使用回数より節減している栽培で、なおかつ、化学肥料の使用量を、地域の慣行的に行われている使用量より節減している栽培をいう。（無農薬・無化学肥料栽培を除く。）

光化学オキシダント P52, 53, 54

光化学スモッグの原因物質であるオゾン、アルデヒド、PANなどの酸化性物質の総称。大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線によって光化学反応を起こして発生する。

光化学スモッグ P53

光化学オキシダントが原因となり発生する大気汚染のひとつ。夏期、日射が強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は目やのどの粘膜を冒す健康被害のほか、農作物被害など広範囲にわたる。

公共用水域 P56, 57, 64

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。

高断熱住宅 P47

断熱性や気密性の高いガラスや建材などを活用

し、従来の住宅よりもエネルギー消費を減らし快適性を高めた住宅のこと。冷暖房設備がよく効くようになるため、省エネルギーにつながることも地球温暖化対策としても有効である。

耕地面積 P39

農林水産省の定義では、耕地とは農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

交通需要マネジメント P48

自動車の利用実態を踏まえて、時差通勤による交通集中の緩和や、相乗り利用による効率的利用、公共交通への利用転換などにより、道路交通混雑の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化をめざす取組のこと。

交通の整流化 P48

自動車道の渋滞が緩和され、交通がスムーズに流れるようになること。交通の円滑化。交通の整流化に伴い、自動車の燃費が向上し、CO₂排出量の減少など、環境負荷の抑制に繋がる。

合流改善対策 P57

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する合流式下水道は、降雨時に雨水が増加することで下水の一部が公共用水域にあふれ水域の水質悪化の原因となっているため、容量の増大や雨水貯留池の設置などにより合流式下水道の弱点を補強する必要がある。このための対策事業のこと。

コージェネレーション P47

発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する熱エネルギーを供給するしくみのこと。省エネルギーやCO₂の削減に効果を上げている。

コーディネーター P17, 20

物事を調整する役割を担い、人や組織のつなぎ役となる人のこと。

こどもエコクラブ P17, 18, 19

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、平成7年に環境省の呼びかけで開始された。

ごみ処理施設 P8

家庭等から排出されるごみなどを処理する施設で焼却施設、粗大ごみ処理施設（リサイクル施設、し尿処理施設、最終処分場等）がある。

ごみの減量・減容化 P69

ごみの量や容積を減らすこと。

コミュニティバス P48

既存バス路線ではカバーしきれない交通空白地区（※1）・交通不便地区（※2）の補完など、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。本市においては、潜在需要はあるが市民ニーズに即したバスサービスが提供されていない地区において、将来的にバス事業者が自主的に運行できるバス路線とすることをめざして、市民・市・バス事業者の3者が一体となって育てるバスとしている。

（※1）交通空白地区

市街化区域内で鉄道駅から1km又はバス停から300mのサービス圏域外の地区。

（※2）交通不便地区

市街化区域内で公共交通のサービス圏域内に含まれていても運行本数が少ない地区（バス運行本数30便/日未満）。

コンデンサー P71

電気を貯めておく蓄電池のこと。風力発電等、発電量の変動の大きい新エネルギーと組み合わせたシステムの構築やハイブリッドカーや電気自動車の電源としても注目されている。

【さ行】**サイクルアンドバスライド P55**

郊外のバス停の近くに駐輪場を設け、自宅から駐輪場まで自転車で移動し、バス停からバスに乗り換えて目的地に向かってもらうことを目的としたシステム。バス利用者の利便性の向上、バス利用の促進、自家用車からバス利用への転換による交通混雑の緩和・交通事故の減少やそれに伴うバスの定時性の向上などをねらいとしている。

最終処分比率 P67, 68

市内で排出されたごみ量に対する最終処分量の割合。

再生可能エネルギー P12, 44, 47, 48

石油、石炭、天然ガス、ウラン等の有限な埋蔵資源によらず、太陽光、太陽熱、風力、地熱、潮力、波力、バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

さいたまエコシアター P21

市民、事業者、行政の協働により実施しているイベント。平成20年度から毎年夏に、環境をテーマにした映像を通じて地球環境について考える映画会を開催している。

さいたま市環境フォーラム P18, 21

毎年1回、市民、事業者、行政の協働により環境保全の取組を推進するために開催する市民参加型イベント。市民や事業者、学校が日ごろの環境活動の報告、環境に関する啓発活動を行う展示報告会を実施。また、著名人による環境に関する講演会を実施している。

さいたま市市民活動サポートセンター P20

市内でNPOやボランティア団体、自治会等の市民活動を行っている団体や、これから地域で活動をはじめたいと思っている市民を応援するために、浦和駅東口駅前のコムナーレ9階に設置した施設。

さいたま市テクニカルブランド企業 P25

市が技術の独創性・革新性に優れた市内の研究開発型企業を「さいたま市テクニカルブランド企業」として認証する制度。認証企業のさらなる競争力向上支援を通じて、さいたま市産業全体の活性化やイメージアップを図ることを目的とする。

さいたま市発ビジネスモデル P26

平成21年改訂の「さいたま市産業振興ビジョン」にて提示された、さいたま市独自のビジネス先行モデルを創出しようとする試み。市内企業等が持つ技術やサービス、ノウハウ等を発掘しながら、官民等が連携した支援体制を構築することにより、環境問題をはじめとするさまざまな社会的課題の解決につながる先駆的ビジネスモデルを本市から育成し、その普及に向けた発信を行うことをめざしている。

財団法人さいたま市産業創造財団 P21

市が設立した中小企業支援センターで、市内の中小企業や創業を志す方のために、相談への対応、専門家によるアドバイス、融資の斡旋、中小企業の従業員向け福利厚生サービスの運営などを行っている。

さいちゃん P35

さいたま市環境キャラクター。さいたま市の「さい」と再利用の「さい」から名づけられた。

在来種 P32, 33, 37

もともと、その地域に存在している動植物のこと。

里やま P11, 15, 29, 31, 32, 33, 42, 76

自然林の破壊により人為的に形成され、維持管理されてきた人里の二次林（関東地方では主とし

てコナラ・クヌギを優占種とする雑木林)、あるいは二次林と周辺の農地や用水路、草地、史跡等を合わせた地域の景観のこと。

サプライチェーン P26

原料調達・物流・製造等、ある製品の原材料の生産から最終消費者に届くまでの一連の流れ。

産業廃棄物 P15, 66, 67, 70, 71

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

残^{ざん}渣 P67, 69

残りかすのこと。ごみ処理において発生する残渣としては、可燃物、不燃物の燃え残りや破砕くずなどがある。

酸性雨 P12, 15, 49, 50

化石燃料等の燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じるpH（水素イオン指数）5.6以下の雨のこと。酸性雨が早くから問題となっている欧米では、酸性雨によると考えられる湖沼の酸性化や、森林の衰退が報告され、国境を越えた国際的な問題となっている。我が国においても、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響などが懸念されている。

酸性度 (pH) P49, 50

酸を含む溶液の酸性の強さを示す尺度。

水素イオン濃度 (pH) を参照。

3面護岸整備 P35

河川等で、兩岸及び河床、3面のコンクリート化による護岸整備を3面護岸整備という。

残余容量 P67

廃棄物の埋め立て可能量のこと。本計画では、最終覆土（埋め立て終了後に地表面を覆う土）は含めていない。

シアン P56, 59

水銀、銀、金等のシアン化物を赤熱するとできる特異な臭気をもつ無色の気体。体内に入ると呼吸困難になり、人が数秒で死ぬほどの猛毒で、致死量0.06gといわれている。メッキ工場や鉱山等で使用される。

CSR（企業の社会的責任） P20, 21

Corporate Social Responsibilityの略で、コン

プライアンス（法令遵守）、ディスクロージャー（情報開示）、地域に対する社会貢献活動、環境への取組など、一般に企業が社会に対して果たすべき責任を意味する。CSR活動は、企業が社会から信頼を得る方法のひとつとして近年活発になっている。

CFC P50

Chlorofluorocarbon（クロロフルオロカーボン）の略。フロン類の一種で、洗浄剤、冷却剤、発泡剤、噴霧剤等として広く使用されてきた。化学的に安定な物質であるため大気中に放出されると対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏において太陽からの強い紫外線をあびて分解し、塩素原子を放出する。この塩素原子が触媒となってオゾン層を分解し、オゾン層が破壊されることが問題となっている。

CO₂ P45, 46

二酸化炭素 (CO₂) を参照。

市街化調整区域 P38

都市計画法による都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。なお、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域という。

ジクロロメタン P53, 54

発がん性が疑われている有機塩素系溶剤の一種で、洗浄剤・溶剤として利用されており、地下水汚染の原因物質のひとつとなっている。急性症状としては中枢神経に対する麻酔作用がある。

資源物 P67, 68, 69

環境への負荷を出来る限り少なくするため、循環資源として再利用することができる廃棄物のこと。主にびん、かん、ペットボトル、古紙類、繊維類等、分別収集の対象となるものをいう。

次世代エネルギー P25

新エネルギーと同じ意味で使われる。「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」において「技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」として定義されたもの。バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電等で、いずれも再生可能なエネルギーである。

次世代自動車 P12, 23, 25, 46, 48, 53, 54, 55, 76

平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」の中で、二酸化炭素削減のために今後普及が期待される自動車として、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等を「次世代自動車」と定めている。

また、平成22年4月に経済産業省が公表した「次世代自動車戦略 2010」においては、次世代自動車をハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車と定義している。

さいたま市では、平成22年度まで天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車を次世代自動車として定義。プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は、量産化を目的に次世代自動車に含めることを検討中である。

自然共生社会 P1, 2

生物多様性が適切に保たれ、社会経済活動を自然に調和したものとし、また、さまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

持続可能 P1, 3, 8, 9, 10, 11, 24, 25, 29, 30, 32, 33, 48

将来にわたって、維持、持続できること。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動することが大切といわれている。

自動車NOx・PM法 P53

平成13年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」が改正されたもので、対策を行う対象物質に従来の窒素酸化物（NOx）に粒子状物質（PM）が追加され、対象地域の拡大、自動車排出ガス対策の強化が行われている。

自動車排出ガス測定局 P1, 52

交差点、道路、道路端付近等、自動車の排気ガスによって大気汚染の影響を受けやすい区域において大気の状態を常時監視することを目的に設置されている測定局。

市民 P5（※役割の記述ページのみ掲載）

本計画においては、さいたま市内に住所を有する住民をいうだけでなく、家庭、地域、市民活動団体を含めた主体をいう。さいたま市で活動する

一人ひとりの市民、社会の最小単位である家庭、同じ環境を共有する地域、さまざまな分野で活動する市民活動団体を表現している。

斜面林 P8, 31, 37

文字通り斜面にある森林のことで、谷や低地を縁取る形で存在しており、多様な生物が生息し、豊かな生態系が保持されている場合が多い。

臭気指数 P61

臭気を感知しなくなるまで希釈した場合の希釈倍数の対数を10倍した値で、「悪臭防止法（昭和46年制定）」及び同法施行規則により定義されている。

重金属 P59

比重が4～5以上の金属の総称。さまざまな種類があるが、一部の有毒なものは、人体に蓄積され重度の障害を引き起こす公害病の原因となる。例えば、水俣病は有機水銀、イタイイタイ病はカドミウムによる中毒である。

修景用水 P37

市街地や住宅地において、周辺の自然環境や建築物などと調和した景観を作り出すために整備・配置されている池や小河川などのこと。

周辺地域 P48

「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画（さいたまSMARTプラン）」で、駅周辺（都心地区、拠点地区）以外の地域を周辺地域と定義している。

循環型社会 P1, 2, 14, 25, 26, 41, 66, 68, 69, 71

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

循環型社会経済システム P14

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクルやリユースに配慮した社会経済システムのこと。

浄化導水事業 P57

水質の汚濁を改善するため、豊かな水量のある河川や処理浄水から導水を行うことにより水質の浄化を図る事業。

硝酸性窒素 P59

硝酸塩の形態で存在する窒素のうちのひとつ。肥料や家畜ふん尿、生活排水等に含まれるアンモ

ニウムが酸化したもので、植物プランクトンの異常増殖など、水質悪化の原因となる。

場内緑化 P69

工場や事務所、店舗等、事業場内の緑化。

食育 P42

食育基本法では、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとしている。

新成長戦略 P24

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」のこと。7つの戦略分野のひとつとして「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」があげられている。

水準測量 P60

主に地点の標高又は高低差を求めることを目的とした測量。直接水準測量、間接水準測量、渡海水準測量、地盤沈下測量等がある。

水洗化 P57

単に汲み取り式トイレを水洗トイレに改造することだけではなく、排水設備を設置して生活雑排水を下水道へ流せるようにすること。また、浄化槽を廃止して排水設備を下水道へ接続することをいう。

水素イオン濃度 (pH) P56

水の酸性、アルカリ性を示す指標。0～14の間の数値で表現される。pH7が中性、小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性であることを表す。通常日本の河川のpH値は7.0前後、海域は7.8～8.3前後である。

スマートグリッド P25

ネットワーク上に人工知能や通信機能を搭載した計測機器などを設置し、電力需給を供給側・需要側の両方から自動制御することにより、省エネルギーとコスト削減、及び信頼性と透明性（公平性）を向上し、電力供給を最適化した未来的な電力供給システムのこと。

次世代送電網、次世代電力網等ともいわれ、実用化に向けた実証試験が行われている。

3 R P8, 14, 26, 66

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再

生利用）のこと。循環型社会の形成に不可欠な原則である。

生態系 P15, 30, 31, 32, 33, 64, 65

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合したひとつのシステムのこと。

生物化学的酸素要求量 (BOD) P56

Biochemical Oxygen Demand。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつ。普通20℃において5日間に消費する量を、ppm又はmg/lで示す。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

生物多様性 P1, 3, 15, 29, 30, 31, 32, 33

さまざまな生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、さまざまな生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしている。

生物多様性基本法 P2, 30

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律で、議員提案により平成20年6月に施行された。生物多様性の保全や持続可能な利用についての基本原則などが示されている。

生物多様性国家戦略2010 P2

「生物多様性基本法」に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるための基本的な計画として平成22年3月16日に閣議決定されたもの。2020年までの短期目標、2050年までの中長期目標などが掲げられている。

生物多様性地域戦略 P15, 29, 30

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、「生物多様性国家戦略」を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。自治体は単独で又は共同して生物多様性地域戦略を定めるよう努めることとされている。

生物多様性モニタリング P33

生物多様性の状況を観察し、記録すること。生物多様性に関する基礎的な情報を継続的に収集・蓄積することにより、状況の変化などの把握を目的としている。

セーフティネットワーク P48, 55

安全網の構築を意味する。

市では電気自動車が安心して走れるよう、充電施設の充実を図る「充電セーフティネットの構築」を推進している。

絶滅危惧種 P33

動植物の中で、さまざまな要因により個体数が減少し、絶滅の危機に瀕している種・亜種を指す。

ゼロエミッション P69

すべての廃棄物について、原料として有効利用する技術を開発することなどにより、最終処分量ゼロをめざす取組のこと。

【た行】**ダイオキシン類 P64, 65**

主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される有機塩素系化合物で、発がん性、生殖毒性、催奇形性等の毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している。

大気浄化機能 P37

植物の葉による有害ガスの吸収、分解、微細なほこりの吸着などにより、大気中の汚染物質が浄化されること。

代替フロン類 P45, 47

オゾン層破壊防止の観点からフロンに代わって使用が進められてきた物質。高い温室効果を持っているため、地球温暖化問題が表面化して以降、さらに代替フロンに代わる物質の活用が求められるようになってきている。

太陽光パネル P8

太陽電池により、太陽の光エネルギーを電力に変換するパネル状の装置。屋根等に設置する。

太陽熱パネル P8

太陽光から熱を吸収し、給湯や暖房に利用するパネル状の装置。屋根等に設置する。

地区計画 P37

地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、地区施設等の配置や建築物の用途、高さ、壁面位置、敷地の規模などについて、地区のルールとして定める都市計画。

地産地消 P41, 43, 76

「地域生産地域消費」、「地元生産地元消費」等の略で、その地域で作られた農産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送

費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップなどにつながるものと期待されている。

窒素酸化物（NOx） P49, 50, 52

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）など。光化学スモッグの原因物質で、主な発生源は、自動車の排出ガス、工場、ビルのボイラーなどである。

昼夜環境基準達成率 P61

本文中では、昼間の環境基準及び夜間の環境基準をいずれも達成している住居などの割合を表す。

長期暴露 P53

長期間、化学物質等に接触すること。食品や水等を介した経口的なもの、呼吸による吸入、皮膚との接触による経皮吸収等の経路がある。暴露量は作用する化学物質濃度、接触する期間などからその量が計算される。

低騒音舗装 P55

自動車走行に伴いタイヤと路面の間に空気が入ることが騒音の原因のひとつとなることから、タイヤと路面の間の空気を舗装の中に逃がすことにより騒音を低減するしくみを持つ舗装。

低炭素社会 P1, 2

温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

テトラクロロエチレン P53, 54, 59

有機塩素系溶剤の一種で、トリクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。ドライクリーニングのシミ抜き溶剤、金属・機械等の脱脂洗浄剤などに利用されている。

電気自動車 P8, 12, 19, 22, 23, 47, 55

電気を動力源とし電動機（モーター）によって走る自動車のこと。

天然ガス自動車 P22

天然ガスを燃料とする自動車。次世代自動車の一種。圧縮天然ガス（CNG）車、液化天然ガス（LNG）車及び吸着天然ガス（ANG）車の3種類があるが、現在ではCNG車が普及の中心となっている。

CNG自動車は、ガソリン自動車に比べて二酸化炭素の排出を2割程度低減でき、また、ディーゼル自動車と比べると窒素酸化物、粒子状物質の排出低減に効果的である。1回の燃料充填で走行できる距離が短いのが欠点であるが、市のコミュニティバスなど都市内での路線バス、貨物集配車などを中心に普及が進められている。

天然ガスバス P8

天然ガスを燃料とするバス。

天然記念物 P30, 33, 38

日本の貴重な自然で、学術上の価値の高い動物、植物、地質・鉱物などを、国や地方自治体が指定したもの。そのなかでも特に貴重なものは特別天然記念物に指定される。

透水性舗装 P58

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法という。

地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に、都市部の歩道に利用されることが多い。また、通常のアスファルト舗装に比べて太陽熱の蓄積をより緩和できるため、ヒートアイランド現象の抑制の効果もある。さらに、間隙の多い素材は、自動車の走行時の騒音の低減効果を有することから、「低騒音舗装」と称されることもある。

特定悪臭物質濃度 P61

「悪臭防止法」第2条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」の濃度のこと。同法施行令により22物質が指定されている。

特定外来生物 P32, 33

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、「外来生物法（平成16年制定）」によって規定された生物。平成22年3月現在、アライグマ、タイワンリスなど97種類が指定されている。

特定工場 P61

一般に公害対策、環境対策のために発生源に対してある種の規制を行う場合、その対象となる発生源・施設は限定され明示されることとなる。法令上、これらの施設を特定施設と呼ぶことが多い。

「騒音規制法」では、金属加工機械、空気圧縮機等の11種類の施設が、また、「振動規制法」では、金属加工機械、破砕機等の10種類に施設が

指定されている。

このような特定施設を設置している工場・事業場を特定工場と言い、騒音や振動の規制基準を遵守することなどの規制がなされている。

特別栽培農産物 P41, 43

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物のこと。なお、農産物を「特別栽培農産物」として販売するためには、国で定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」で決められた表示を必ず行うことになっている。

特別支援学校 P10, 18

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている学校。さいたま市立の特別支援学校としては、肢体不自由を有する児童生徒が通学する「さいたま市立養護学校」を設置している。

特別緑地保全地区 P33

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地の保全を図ることを目的に「都市緑地法」に基づいて指定する地域地区。市内では平成18年度に初めて、大和田緑地公園を指定している。

独立行政法人国際協力機構（JICA） P27, 28

Japan International Cooperation Agency。開発途上地域等の経済・社会の開発、復興、経済の安定に寄与し、国際協力の促進、日本・国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする組織。技術協力等を行う。

都市公園 P11, 34, 36, 37, 42

街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の国又は地方公共団体が設置する公園のこと。

都市・生活型公害 P1

都市化の進展やライフスタイルの変化により、主に人間の日常生活に伴って発生する生活環境の

悪化のこと。自動車からの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の水質汚濁、近隣騒音等がある。

都心地区 P48

「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画（さいたまSMARTプラン）」で、大宮駅及びさいたま新都心駅周辺、浦和駅周辺を都心地区と定義している。

トリクロロエチレン P53, 54, 59

有機塩素化合物の一種であり、テトラクロロエチレン等とともに地下水汚染の原因物質となっている。金属、機械部品等の脱脂洗浄剤などに用いられる。

【な行】

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン） P64, 65

生体内に取り込まれて内分泌系（ホルモン）に影響を及ぼす化学物質のことで、環境ホルモンと呼ばれている。

生ごみ処理容器 P69

生ごみを堆肥化する容器で、庭等に容器を埋め込み設置する屋外型と、バケツタイプの室内型が主流。コンポストと呼ぶ場合もある。

鉛 P59

重金属の一種。金属鉛は、鉛蓄電池の電極板、鉛管、放射線遮蔽材、活字、ハンダ等に利用され、無機鉛化合物は顔料、塗料、ゴムの耐熱増強剤、塩化ビニル安定剤、農薬等に用いられる。口や鼻から鉛が吸収され鉛中毒になると、中枢神経や末梢神経への影響などの健康障害が起きる。そのため水と土壌の環境基準や、水質汚濁防止法や大気汚染防止法で鉛の排出基準が設定されている。

二酸化硫黄 P52, 54

硫酸化合物（SO_x）の一種で、硫黄や硫黄化合物の燃焼時に発生し、ぜんそく、酸性雨の原因となる大気汚染物質。

二酸化炭素（CO₂） P12, 22, 24, 34, 44, 45, 47

地球温暖化の最大の原因物質と目されている温室効果ガスで、炭素分を含む物質の燃焼などにより生じる。化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などにより、大気中濃度が増加している。

二酸化窒素 P52, 54

窒素化合物（NO_x）の一種で、物質の燃焼過程などで生じる一酸化窒素が空気中で酸化され生成

する。自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染の原因物質となる。呼吸器系統への影響が報告されている。

21世紀環境立国戦略 P1, 3, 17, 27

平成19年6月に当時の安倍内閣が閣議決定したもので、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより、地球環境の危機を克服する持続可能な社会をめざすことを提示している。

日本宇宙少年団 P19

文部科学省所管の公益法人（財団法人）で、工作、科学実験、自然観察、天体観測、野外活動、社会貢献活動等を実施し、「宇宙時代の地球人」として次代を担う青少年の育成を展開している。

熱回収 P69

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。サーマル・リサイクル（Thermal Recycle）とも呼ばれる。ごみ焼却炉の熱を利用して発電や温水として活用する。ごみの材質を変えずにリサイクルするマテリアル（材料）リサイクルと比較して使われることが多い。

熱中症 P35

高温環境下で、体内の水分や塩分（ナトリウム等）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりして発症する障害の総称。めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気、意識障害等の症状が見られ、重症化すると死に至ることもあるが、予防方法を知っていれば防ぐことができ、応急処置を知っていれば救命できる。

ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY P19, 20

リサイクルセンターなど市内の既存の環境施設を中核施設及びサテライト施設と位置づけネットワークを構築し、いつでも、どこでも、だれでも環境教育を実践できるようにする、市の取組のこと。今後は、市内の事業者、大学等とも連携し、その範囲を広げていく予定。

年間75%水質値 P56

年間を通じて3/4（75%）はその値を超えない水質を示すもので、年間の日平均値の全データを小さいものから順に並べ、75%に達したデータを水質値としている。

公共用水域の平均的な水質を推定する方法として、一般的に年平均値が用いられているが、

BOD等生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として75%水質値が用いられている。

燃料電池バス P8

車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気で電動機（モーター）を回転させて走るバス。

農業農村整備事業 P41

自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、「水田で必要な農業用水を確保するためのダムや堰の建設」、「営農条件を改善するための水田、畑の整備」、「農産物等を運搬するための農業用道路の整備」、「農村の環境整備」などを行っている事業の総称。

ノウハウ P24, 26

専門的な技術や情報・経験、及びその蓄積のこと。

ノーマイカーデー P48, 55, 76

特定の日にちや曜日を決めて自家用車利用を抑制する取組のこと。

【は行】

パートナーシップ P4, 5, 8, 10, 19, 20, 21, 31, 37, 40, 56, 73

市民、事業者、学校、市などの各主体が、それぞれの責任と役割に基づき相互に連携・協力すること。

パーフルオロカーボン（PFC） P45

Perfluorocarbon。京都議定書で削減対象となった「代替フロン等3ガス」のひとつ。半導体の製造工程などで使用されるが、二酸化炭素の数千～1万倍程度の温室効果がある。

バイオマス P69

もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣（生ごみ）、剪定枝（枝の切りくず）、家畜ふん尿等がこれに当たる。

ハイドロフルオロカーボン（HFC） P45

Hydrofluorocarbon。京都議定書で削減対象となった「代替フロン等3ガス」のひとつ。主に冷媒として用いられる代替フロン類であるが、二酸化炭素の数十～1万倍程度の温室効果がある。

ハイブリッド自動車 P22

複数の動力源を組み合わせ、状況に応じて動力源を同時に、又は個々に作動させて走行する自動車。一般的に組み合わせている動力源はガソリン

エンジンやディーゼルエンジンと電動機（モーター）。低排出ガス、燃費の向上、低騒音という特徴がある。

BOD P56, 57

生物化学的酸素要求量（BOD）を参照。

PCB（ポリ塩化ビフェニル） P71

Polychlorinated Biphenylsの略。工業的に合成された有機塩素化合物の一種。熱安定性、電気絶縁性に優れ、電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されていたが、発がん性、催奇形性等の毒性が問題になり、昭和47年に製造中止になった。

ヒートアイランド現象 P1, 3, 11, 35

人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。

ヒートポンプ P47

冷媒等を用いて低温部（空気や水等）から高温部に熱を移動させるしくみのことで、冷暖房や給湯等に利用する。

化石燃料を燃やして熱を得る従来の熱利用に比べて非常に効率が良く、CO₂の排出も少ないことから、環境への負荷が低いシステムとして期待されている。

ビオトープ P18, 37

生物を意味する「BIO」と、場所を意味する「TOPE」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

pg -TEQ/m² P64

ダイオキシン類の毒性影響を評価するための濃度の単位のひとつ。

ダイオキシン類には多くの異性体があり、その毒性強度には大きなばらつきがあるため、単純な濃度から全体の毒性影響を評価することは難しい。そこで、各異性体の量にそれぞれの毒性強度の係数を乗じ、その合計値に相当する濃度を用いるのが一般的であり、pg -TEQ/m²等と表す。

1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム。TEQ（Toxicity Equivalency Quantity、毒性等量）は上記の換算をしていることを明示する記号。

飛散性石綿 P52

主に綿状で建築物に吹き付けられた石綿を指す。処理分類上、非飛散性石綿が産業廃棄物とされるのに対し、飛散性石綿は特別管理産業廃棄物扱いとなり、基本的には管理型の処分場での埋め立て、もしくは熔融により処理される。

微小粒子状物質 (PM2.5) P53

浮遊粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下のさらに小さなものをいう。

浮遊粒子状物質よりも粒径が小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器系疾患等の健康への影響がより大きいと考えられている。

砒素 P59

主として地殻中の硫化物、一部は海水や温泉水に含まれている元素。古くから毒薬として知られてきたが、現在では半導体の原料、医薬品、農薬、防腐剤など広く利用されている。

VOC P54, 55

揮発性有機化合物 (VOC) を参照。

伏流水 P58

河川や湖沼の底部又は側部の砂礫層されき中を流れる水。扇状地や厚い砂礫層が堆積している河床をもつ河水は、地下に浸透し伏流水となって流れる。

浮遊物質 (SS) P56

水中に浮遊している直径 2mm 以下の不溶解性物質を浮遊物質 (Suspended Solids)、あるいは懸濁物質と呼ぶ。

透明度の低下や溶存酸素の消費などによる生態系への影響が指摘されており、環境基準、排水基準等で基準値が定められている。

浮遊粒子状物質 P52, 54

SPM (Suspended Particulate Matter) と呼ばれ、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下のものをいう。人工的な発生源として、自動車、工場、鉱山等、自然的な発生源としては、土壌粒子、火山噴火物等があり、その組成は多種多様である。呼吸器系疾患等の健康への影響が指摘されている。

フロン類 P49, 50, 76

正式にはクロロフルオロカーボン (CFC) 等と称されるフッ素を含む炭化水素で、冷媒、金属洗剤、噴霧材等に使われてきた。大気中に放出されるとほとんど分解されず上空の成層圏まで達し、塩素原子を放出して成層圏中のオゾンを破壊するため、ウィーン条約やモントリオール議定書に

より国際的な枠組で生産規制等が実施されている。

壁面緑化 P11, 35, 36, 37

建築物の壁面に、つる性の植物などを這わせ緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断による省エネルギー効果、多様な生物の生息空間の確保などの効果がある。

BEMS P47

Building and Energy Management System (ビル・エネルギー管理システム) の略。業務用ビルや工場等の建物全体のエネルギー利用状況を一元的に監視し、制御するシステムのことをいう。

建物全体のエネルギー消費状況をモニタリングし、最適な運転計画を立案できるため、消費量の低減に役立つと期待されている。

ベンゼン P53, 54

独特の芳香を持つ無色の液体。かつては工業用の有機溶剤として用いられていたが、毒性が問題視され、現在は他の溶剤に替わられている。自動車用のガソリンにも含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

防火機能 P37

火災発生、引火や延焼を防ぐ働きのこと。市街地の樹木には延焼防止・遅延の効果が期待される。

保水性舗装 P37

保水性を持たせた表層あるいは基層で雨水等を吸収し、晴天時等に徐々に水分を蒸発させる機能をもつ舗装のこと。水分の蒸発により路面温度を下げる機能を持つが、機能の持続性などに課題がある。

放置自転車 P40

自転車利用者が当該自転車から離れて直ちに移動させることができない状態にある自転車のこと。短時間であっても、自転車を放置すると歩行者の安全な通行の妨げになるほか、車や目の不自由な方の通行に支障をもたらすことになる。

【ま行】**緑のカーテン P35, 37**

日当たりのよい窓や壁をツル性の植物などで覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により、夏季における室内温度を下げる。省エネルギー、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策等の効果が期待される。

緑の経済と社会の変革 P1, 3

環境省が平成21年4月に発表した構想。環境を切り口とした経済・社会構造の変革を通じて活力ある日本を取り戻すための方策として、環境分野への戦略的な投資によって経済成長や雇用創出につなげていくことなどが述べられている。

見沼代用水 P34

江戸時代（享保年間）にそれまでの見沼溜井に代わる農業用水の供給施設として、利根川の水を利用するために新たに開削された用水路。埼玉県行田市にある利根大堰から取水され、県東南部～東京都足立区にかかる約60kmを埼玉県を南北に縦断するように流れている。

現在は、これらの地域に農業用水を供給している他、荒川連絡水道専用用水路を通じて用水の一部を荒川へと送り埼玉県及び東京都の水道用水としても利用されている。

見沼田圃 P8, 11, 29, 30, 31, 34, 37

さいたま市の中央部に広がる面積約1260haの首都圏における貴重な平地の大規模緑地空間。さいたま新都心駅や大宮駅等の駅から2～3kmという近さにありながら、田圃（水田）や畑、雑木林、河川や見沼代用水によってつくられる田園風景と、生きものを育む豊かな自然が現在も残されている。

メタン（CH₄） P45, 47

沼や沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥等において発生する気体。天然ガスの主成分でもある。

単体量あたりの温室効果は二酸化炭素の21倍。温室効果ガスのうち、地球温暖化への寄与度は二酸化炭素に次いで大きいと考えられ、回収してエネルギー源として利用するための研究が続けられている。

面的評価 P61

道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、1地点で等価騒音レベル（自動車騒音の評価軸となる値）の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から50mの範囲内にある全ての住居などについて等価騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。

モントリオール議定書 P49

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」のこと。成層圏でオゾン層の破壊を引き起こすフロンガスの生産・使用を規制するた

めに、オゾン層を破壊する主な物質の削減スケジュールなどを定めた国際的な取り決め。

【や行】

屋敷林 P8, 11, 30

屋敷の周囲に設置された林。屋敷森とも呼ばれる。防風や防雪の目的で設置され、特に家々が孤立している場合に有効。

有害大気汚染物質 P53, 54, 65

平成8年の「大気汚染防止法」改正で、低濃度長期暴露で発がん性等が懸念される有害な大気汚染物質について、健康被害の未然防止の観点から、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるものを有害大気汚染物質と定義し、排出抑制基準等が定められた。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類等が指定されている。

有機農法 P11

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

遊休農地 P39, 41, 43

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

有機リン P59

パラチオン、メチルパラチオン、EPN及びメチルジメトンを指す。強力な殺虫剤である反面、人や動物に対する急性毒性がきわめて強く、現在はEPN以外は製造及び使用が禁止されている。

優良農地 P41, 43

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

ユニバーサルデザイン P8, 12, 48

できるだけ多くの人々が利用できるように工夫された施設、製品、情報の設計（デザイン）のこと。「さいたま市ユニバーサルデザイン推進基本指針」では、「すべての人が利用しやすい」「すべての人を思いやるまちづくり、ものづくり」という考え方をしている。

揚水規制 P58

地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止

を目的とした規制のこと。さいたま市は、一部地域において工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制の対象地域となっている。また、すべての地域が「さいたま市生活環境の保全に関する条例」による規制の対象地域となっている。

溶存酸素量 (DO) P56

水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁状況を測る代表的な指標のひとつ。

一般に清浄な河川ではほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、微生物による有機物の分解に伴って多量の溶存酸素が消費される。溶存酸素量の低下は、微生物の活動を抑制して水域の浄化作用を低下させ、また水生生物の窒息死を招く。

溶融スラグ P69

焼却灰を溶融炉によって高温溶融した後、冷却された固形物のこと。道路の路盤材、コンクリート2次製品 (U字溝等)、アスファルト合材等に再利用される。

予測無影響濃度 P64

生態系に対する無影響濃度予測値 (PNEC)。一日摂取許容量 (ADI) が人に対して設定される許容限度であるのに対し、PNECは生態系に対するADIに相当する指標といえることができる。

【ら行】

リサイクル基金 P69

さいたま市リサイクル基金は、「さいたま市リサイクル基金条例」に基づき、環境教育の普及、ごみ減量及び資源の有効利用の推進などに要する経費に充てるため、資源物 (古紙類、繊維、びん、かん、ペットボトル) の売払い収入などを財源として設置されている。現在、学校給食用牛乳パックリサイクル事業、「さいちゃんの環境通信」の発行、環境教育資料の作成・配付に活用されている。

リサイクル資材 P12, 48

使用済みの製品を資源に戻して、再び製品の材料にしたもの。

リサイクルフェア P21

ごみ減量、資源の有効利用、環境にやさしい暮らしづくりなどを目的に、中古品の販売などを行うもの。フリーマーケット等も含まれる。

リサイクルプラザ P69

住民のリサイクル意識を向上させるための研修施設、自主的作業場、展示場等を備えたものをリサイクルプラザと呼ぶ。びん、かん、ペットボトル等を分別処理するリサイクルセンターが併設されている。

緑地協定 P33, 37

「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意によって、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化の推進に関する協定。

連携・協働 P3, 10, 16, 17, 21, 31, 33, 47

「連携」「協働」とも、同じ目的を持つもの同士が連絡を取り合い、協力し物事に取り組むこと。特に「協働」は、市民と行政が、相互の立場や特性を尊重しつつ対等な立場から、地域や社会における共通の課題の解決や共通の目的の実現に向けて、相互の役割を明確にしたうえで、連携を図りながら協力して活動することをいう。

六フッ化硫黄 (SF₆) P45

京都議定書で削減対象となった「代替フロン等3ガス」のひとつ。変圧器等に封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。二酸化炭素の2万倍以上の温室効果を持つ。

路上喫煙禁止区域 P40

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例 (平成19年施行)」に基づき、「路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認められる区域」として指定した区域のこと。その区域では重点的に路上喫煙の抑制を図り、他の歩行者の火傷や副流煙による健康被害、環境の美観を損なう吸殻のポイ捨てなどの防止が目的である。平成22年12月現在、大宮駅周辺、浦和駅周辺、南浦和駅周辺の各区域が指定されている。

六価クロム P59

金属メッキ、皮なめし、顔料等で広く用いられてきたが、皮膚炎や腫瘍を引き起こすなどの人体影響が問題視され、使用規制されるようになってきている。